

Q1 当病院では医療機器の導入は、リースを利用することが多くなっています。今度、リース取引に関する会計基準が変更されるようですが、会計基準の変更によってリース取引の会計処理や税務上の取扱いはどのように変わることになるのでしょうか。

A

ポイント

- (1) 昨年12月、リース取引に関する会計基準案が公表され（正式決定は6月頃の見込）、平成20年4月1日以後開始事業年度から新会計基準が適用されます。
- (2) 見直しの柱は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理を廃止し、売買取引に準じて会計処理を行うもので、税制上もそれに合わせた見直しが行われます。
- (3) 中小企業や少額・短期のリースについては、例外として賃貸借処理を認め、税務上賃借料を償却費として取り扱うとしていますが、リース税制の具体的、詳細な規定は、今後明らかにされる改正法令、通達により整備されることとなります。

1. リース取引に関する会計基準（案）の概要

① 今回の見直しは、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理である賃貸借処理を廃止することが大きな柱となっています。これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができたため、上場企業を含め殆どの企業が例外処理を採用している現状にあります。

しかし、そこではリース資産、リース債務がオフバランスされることから、会計上の情報開示の観点から大きな問題となっていたものでした。

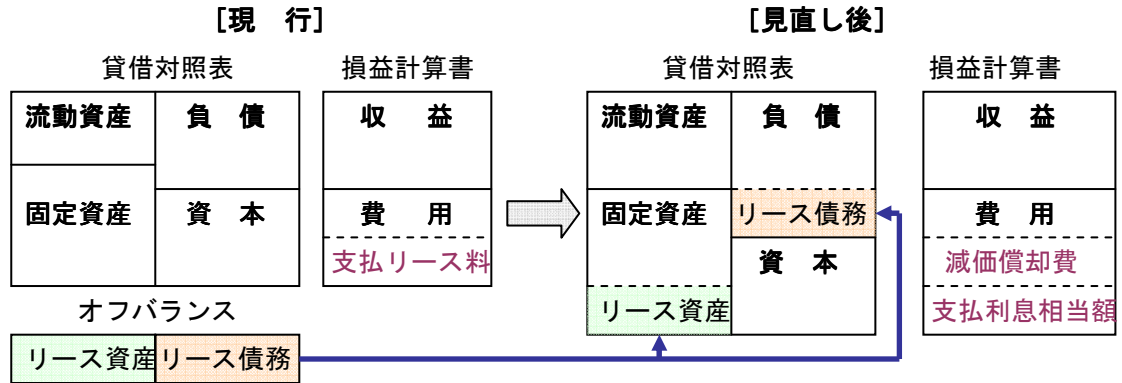
② 見直しによる所有権移転外ファイナンス・リース取引の借り手の会計処理の主な内容

- リース取引開始日に、リース物件とこれに係る負債をリース資産、リース債務として計上。
- リース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（それが明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。
- 利息相当額の総額はリース期間にわたり利息法で配分するが、リース資産総額に重要性がない場合、定額法で配分するかリース料総額から利息相当額を控除しないかのいずれかでもよい。
- リース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。
- リース契約1件当たりリース料総額300万円以下の少額のリース資産やリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる。

③ 適用時期は、平成20年4月1日以後開始事業年度からとされており、上場会社及びその子会社等については強制適用されることとなりますが、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース資産等については、簡便的に賃貸借処理することを容認しています。

④ 問題は中小企業の取扱いで、リース会計基準の変更による影響が大きいため、見直しの検討

段階から中小企業への配慮を求める声が多くあがっており、このため、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体が「中小企業の会計に関する指針」を改正する方向で検討を始めています。基本的には従来の取扱いを容認する方向で検討されている模様で、改正後の中小企業の会計に関する指針についても、リース会計基準が正式決定され次第、公表される運びになっています。



2. 平成19年度税制改正大綱に盛り込まれたリース会計基準の変更に伴う税制の整備

税制改正大綱ではリース取引の借り手に関して、次のとおり整備を行うとしています。

- (1) ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの（以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。）は、売買取引とみなす。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。）とする。
 (注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に締結するリース契約から適用する。
- (3) 平成20年4月1日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。
- (4) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定の整備を行う。

これらは、リース会計基準の変更に伴い、借り手にはリースの簡便性を維持するため会計に沿った税制上の処理を認めるもの（税制と会計の相違による事務負担を避ける）。

借り手

新会計基準（案）

（賃貸借処理の原則廃止）

原則	売買に準じた処理
	○減価償却（リース期間定額法等） （償却期間をリース期間、残存価額をゼロ）
	○支払利息（利息法または、定額法）
例外	（中小企業、少額・短期のリース）
	賃貸借処理
	※中小企業については基準案作成中

改正後の税制

<平成20年4月1日以後の契約から適用>

○会計に沿った税制上の処理を認める	
（措置内容）	
1. 原則	→ 減価償却（リース期間定額法） 支払利息（利息法又は定額法）
2. 中小企業、少額・短期のリース	→ 賃借料（リース料）を償却費と取り扱う

Q2 サラリーマンにかかる税金は、今年から税源委譲によって所得税と住民税の金額が大きく変わるといっていますが、給料から差し引かれる所得税、住民税はいつからどのように変わるのですか。

A ポイント

- (1) 国から地方への3兆円の税源移譲により、サラリーマンは所得税が1月から減りますが、目立つのは住民税が6月から一律10%となり増える人が多くなることです。
- (2) ただし、所得税と住民税を合わせた税負担額は、定率減税の廃止による負担の増加を除けば、昨年と同じで税源移譲の前後による増減は基本的にありません。

1. 国から地方への税源移譲による所得税、個人住民税の税率構造の改正

給料から差し引かれる所得税は税率等の変更により1月から、住民税は6月分からそれぞれ変わります。今年国から地方への税源移譲により、所得税が1月分から減り、住民税（個人住民税所得割）が6月分から増えますが、所得税と住民税の人的控除の差に対応した調整控除も講じられ、定率減税の廃止による負担増を除けば、所得税と住民税の合計額は基本的に変わりません。

税源移譲により、住民税については応益原則を強化して税率を所得にかかわらず一律10%の比例税率としたため、個々人の負担変動が生じないよう所得税の税率が見直され、下表の速算表のように4段階から6段階に細分化されました。

この表からわかるように、課税所得330万円以下の場合、住民税の方が所得税より多くなりますが、給与収入が7～800万円までの夫婦子供2人世帯、600万円前後までの単身世帯がその範囲に入ることになります（ただし、個々の所得控除額の違いによる差はあります）。

所得税の速算表（平成19年分以後）

（平成18年分）

課税所得金額	税率	控除額	課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	—	330万円以下	10%	—
330 "	10%	9.75万円			
695 "	20%	42.75 "			
900 "	23%	63.6 "	900 "	20%	33万円
1,800 "	33%	153.6 "	1,800 "	30%	123万円
1,800万円超	40%	279.6 "	1,800万円超	37%	249万円

個人住民税の速算表（平成19年分以後）

（平成18年分）

課税所得金額	税率	控除額	課税所得金額	税率	控除額
一律	10%	—	200万円以下	5%	—
			700 "	10%	10万円
			700万円超	13%	31万円

2. 今年の所得税、個人住民税の負担額はどうか

(1) サラリーマンの負担額のめやす（夫婦子供2人世帯（うち1人は特定扶養親族））

下表の給与収入においては、今年住民税が所得税の倍以上の金額となっております。また、

所得税と住民税の合計額の18年と19年の差は定率減税の廃止によるものです。

給与収入	所得税		個人住民税		所得税+個人住民税		
	18年分	19年分	18年度	19年度	18年分(度)	19年分(度)	増減
300万円	0	0	12,300	13,000	12,300	13,000	700
400万円	44,100	24,500	41,900	69,500	86,000	94,000	8,000
500万円	107,100	59,500	74,300	139,500	181,400	199,000	17,600
600万円	170,100	94,500	116,800	220,500	286,900	315,000	28,100

(注) 1. 18年は定率減税後の税額、住民税は所得割+均等割額、社会保険料控除は給与収入の10%としています。 2. 札幌市のパンフレットから抜粋。

(2) 給与収入500万円の夫婦子供2人の世帯の税源移譲前後の計算例

税源移譲前は定率減税の影響を除いて比較すると、平成18年度分の所得税は119,000円、住民税は76,000円で合計195,000円でした。これが税源移譲後の平成19年分の所得税は59,500円、住民税は135,500円で合計195,000円となり、所得税と住民税を合わせた税負担額は税源移譲前後で変わりません。

	税源移譲前		税源移譲後
	平成18年1月~12月		平成19年1月~12月
所得税	119,000円		59,500円
	平成18年6月~平成19年5月		平成19年6月~平成20年5月
住民税(所得割額)	76,000円		135,500円
所得税 + 住民税	195,000円	=	195,000円

(注) 実際の平成18年の税額は、上記の額から定率減税額が控除されています。

【税金の計算過程】

1. 給与所得 (給与収入)	(給与所得控除額)	(給与所得)	
5,000,000円	-1,540,000円	=3,460,000円	
2. 所得控除 (以下単位:円)			
	種類	所得税	住民税
	基礎控除	380,000	330,000
	配偶者控除	380,000	330,000
	扶養控除	1,010,000	780,000
	社会保険料控除	500,000	500,000
	合計	2,270,000	1,940,000
3. 課税所得		1,190,000	1,520,000
4. 税額		(10%)	(5%)
	税源移譲前	119,000	76,000
	税源移譲後	(5%) 59,500	(10%) 152,000
			△16,500
			135,500

※所得税と住民税の人的控除額の差額(330,000円)の調整控除
 $330,000円 \times \Delta 5\% = \Delta 16,500円$